

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 89 号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成 8 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																	
1	<p>(入学定員及び総定員)</p> <p>第 2 条 岩手県立産業技術短期大学校（以下「短期大学校」という。）に置く科の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>科</th> <th>入校定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本校</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報技術科</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(在学期間)</p> <p>第 3 条 <u>学生は、4 年を超えて在学することはできない。</u></p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>(入学手続及び入校許可)</p> <p>第 9 条 <u>前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、</u> <u>校長が指定する日までに、校長が定める書類を校長に提出し</u> <u>なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(進級等の条件)</p> <p>第 17 条 <u>校長は、学業成績が不良な学生について、進級又は卒業</u> <u>をさせないことができる。</u></p> <p>(卒業証書)</p> <p>第 18 条 <u>校長は、所定の履修科目を履修したと認めた学生に</u> <u>は、卒業証書（様式第 6 号）を授与する。</u></p>	区 分	科	入校定員	総定員	本校	[略]			情報技術科	[略]		[略]				<p>(入学定員及び総定員)</p> <p>第 2 条 岩手県立産業技術短期大学校（以下「短期大学校」という。）に置く科の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>科</th> <th>入校定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本校</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報技術科</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業技術専攻科</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(在学期間)</p> <p>第 3 条 <u>産業技術専攻科以外の科の学生にあつては 4 年を、産</u> <u>業技術専攻科の学生にあつては 1 年を超えて在学すること</u> <u>はできない。</u></p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p><u>(条例第 3 条第 2 号の規則で定める要件)</u></p> <p>第 8 条の 2 <u>条例第 3 条第 2 号の規則で定める要件に該当す</u> <u>る者は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県内の事業所から企業派遣実習（産業技術専攻科の履</u> <u>修に必要な当該事業所における実習をいう。）の受入れの</u> <u>同意を得ている者</u></p> <p>(2) <u>県内の事業所に雇用されている者</u></p> <p>(入学手続及び入校許可)</p> <p>第 9 条 <u>第 8 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者</u> <u>は、校長が指定する日までに、校長が定める書類を校長に提</u> <u>出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(進級等の条件)</p> <p>第 17 条 <u>校長は、学業成績が不良な学生について、進級、卒業</u> <u>又は修了をさせないことができる。</u></p> <p>(卒業証書等)</p> <p>第 18 条 <u>校長は、所定の履修科目を履修したと認めた産業技術</u> <u>専攻科以外の科の学生には卒業証書（様式第 6 号）を、産業</u> <u>技術専攻科の学生には修了証書（様式第 6 号の 2）を授与す</u></p>	区 分	科	入校定員	総定員	本校	[略]			情報技術科	[略]		産業技術専攻科	10人	10人	[略]			
区 分	科	入校定員	総定員																																
本校	[略]																																		
	情報技術科	[略]																																	
[略]																																			
区 分	科	入校定員	総定員																																
本校	[略]																																		
	情報技術科	[略]																																	
	産業技術専攻科	10人	10人																																
[略]																																			

別表第1 (第6条関係)

1 本校

(1)~(5) [略]

様式第6号 (第18条関係)

[略]

る。

別表第1 (第6条関係)

1 本校

(1)~(5) [略]

(6) 産業技術専攻科

生産システム技術コース

履修科目	履修時間
技術外国語 生産管理 経営管理 精密加工学特論 新素材学特論 機械設計応用学特論 電気・電子回路応用特論 ネットワークシステム構築特論 自動化システム設計特論 リスクアセスメント 精密加工応用実習 CAD・CAM・CAE応用実習 計測制御システム構築応用実習 生産管理システム構築応用実習 ネットワークシステム構築応用実習 企画開発研究 企業派遣実習・製作	時間 2.808

様式第6号 (第18条関係)

[略]

様式第6号の2 (第18条関係)

岩手県立産業技術短期大学校長	年 月 日	本校産業技術専攻科() 所定の課程を修了したことを証明する。	氏名	年 月 日生	第 号 修了証書
----------------	-------------	------------------------------------	----	--------------	--------------------

(A3)

2 様式第1号 (第7条関係)

[略]

			受験番号
志望する科 (履修科目)	第1志望	※第2志望	
[略]			

備考 [略]

写真はり付け

- 1 出願前3月以内に上半身、脱帽、無背景で正面から撮影したもの
- 2 縦4センチメートル、横3センチメートルの長方形とし、裏面に氏名を記載すること

様式第1号 (第7条関係)

[略]

			受験番号
志望する科 (履修科目)	第1志望	第2志望	
[略]			

備考 [略]

写真はり付け

- 1 出願前3月以内に上半身、脱帽、無背景で正面から撮影したもの
- 2 縦4センチメートル、横3センチメートルの長方形とし、裏面に氏名を記載すること

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。